

令和5年度
国内の廃プラスチック類の処理に関する
状況調査業務

報告書

令和6年3月
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

※本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が、環境省の請負業務として実施したものである。

目次

第1章 調査の目的	1
第2章 調査の内容	2
2-1 アンケート調査の実施	2
2-2 調査結果の整理等	2
第3章 調査の実施方法	3
3-1 アンケート調査の実施	3
3-2 調査結果の集計	3
第4章 調査の実施結果	4
4-1 アンケート調査の実施結果	4
4-1-1 アンケートの送信	4
4-1-2 回答期限の設定	4
4-1-3 調査対象の選定	5
4-1-4 回収状況	5
4-2 調査結果の集計結果	6
4-2-1 自治体の回答状況	6
4-2-2 処分業者の回答状況	15
参考資料（1） 環境省依頼文書（事務連絡）～自治体向け～	38
参考資料（2） 環境省依頼文書（事務連絡）～処分業者向け～	39
参考資料（3） 回答フォーム～自治体向け～	40
参考資料（4） 回答フォーム～処分業者向け～	46

第 1 章 調査の目的

平成 29 年末以降、外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施されるなど、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となり、国内で処理される廃プラスチック類の量が増大したことから、国内処理が逼迫し、廃棄物の適正処理に支障が生じているとの声が寄せられた。

これを受け、平成 30 年 8 月、平成 31 年 2 月、令和元年 8 月、令和 2 年 2 月、令和 2 年 11 月、令和 3 年 11 月、令和 4 年 11 月の 7 回にわたり、都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）で定める政令市（以下、「自治体」という。）並びに産業廃棄物処理業者に対し、外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響についてアンケート調査を行った。

前回の調査結果では、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処分施設の稼働率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって大きく低下していたが、その後上昇し、輸入禁止措置直前（平成 29 年末）の水準に戻っていたことが確認された。

その後の新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動の変化や国内におけるバーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向による影響により廃プラスチック類の適正処理に支障が生じ、不適正処理事案が発生する懸念がある状況は継続していると考えられる。

このため、自治体に対しては、外国政府による輸入規制による可能性のある不法投棄の有無、保管基準違反状況、指導状況等についてアンケート調査を実施し、廃棄物処理法第 4 条 3 項の規定に基づく情報収集を行った。また、優良認定を受けた処分業者（以下「処分業者」という。）に対しては、処理量、保管量、処理料金の状況等について、アンケート調査を実施し、国内の廃プラスチック類の処理に関する状況を把握することを目的とした。

第2章 調査の内容

2-1 アンケート調査の実施

自治体 129 団体及び処分業者 805 社へメールを送付し、アンケート調査を行った。

2-2 調査結果の整理等

自治体及び処分業者から回収した 2-1 の回答を集計・分析した。

第3章 調査の実施方法

3-1 アンケート調査の実施

アンケート調査は、WEB ページ上の回答フォーム（エクセルファイル）を用いて回収することとした。なお、調査対象がセキュリティ等により当該ページにアクセスできない場合等にあつては、メール等の代替手段により回答を回収することとした。

回答期間は約4週間^(※1)とし、調査対象の業務状況等により当該期間での回収が難しい場合は、相談に応じ期間を延長し回収した。

WEB ページの環境は請負者たる公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下、「産廃振興財団」という。）側で整備した。

※1 令和5年12月1日に環境省依頼文書（事務連絡、調査への協力依頼文等を掲載）及び回答フォームに関する案内メールを送信し、回答期限は令和5年12月28日とした。

3-2 調査結果の集計

3-1 の回答集計表を作成するとともに、設問ごとの回答分析及び必要によりグラフや一覧表等を用いて詳細な分析を行い、報告書を取りまとめた。

第4章 調査の実施結果

4-1 アンケート調査の実施結果

4-1-1 アンケートの送信

アンケート送信は、環境省依頼文書（事務連絡、調査への協力依頼文等を掲載）及び回答フォームをダウンロードできる URL を記載したメールを、調査対象に送信する形で行った。

調査対象は、上記 URL から回答フォームをダウンロードし、回答を入力した上で、メールにて回収した。

表 4-1-1.1 アンケート送信日

	自治体 ^(※1)	処分業者
アンケート送信日	令和5年12月1日	

※1 調査対象のセキュリティ等により産廃振興財団からアンケート送信できない自治体については、当該自治体名及びメールアドレスを環境省に伝達し、環境省から令和5年12月1日にアンケート送信を行った。

4-1-2 回答期限の設定

回答期限は令和5年12月28日とした。

表 4-1-2.1 回答期限

	自治体	処分業者
回答期限	令和5年12月28日	

4-1-3 調査対象の選定

自治体及び処分業者についての調査対象を選定した。具体的には、以下のとおりとした。

表 4-1-3.1 調査対象

	自治体	処分業者
調査対象の要件	都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市	優良産廃処理業者認定制度による優良認定を受けた事業者のうち、「廃プラスチック類」の許可品目の処分業許可を有する事業者として、「さんぱいくん」 ^(※1) に登録がある事業者
調査対象数	・ 都道府県 47 ・ 政令市 82	805

※1 優良産廃処理業者認定制度における「事業の透明性」の基準で定められている公表事項を掲載し、許可情報等を検索できる WEB サイト。産廃振興財団が管理・運営。

4-1-4 回収状況

下表に回収状況を示す。

表 4-1-4.1 回収状況

	自治体	処分業者
アンケート対象数	129 (都道府県 47、政令市 82)	805 者
回収数(回収率)	(100.0%) (都道府県 47、政令市 82)	252 者(31.3%) (361 事業所)

4-2 調査結果の集計結果

4-1 による方法によって得られた回答の集計表を作成するとともに、項目ごとの各回答の割合等について分析を行い、グラフや一覧表等を用いて取りまとめた。

4-2-1 自治体の回答状況

自治体から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。詳細は、以下に記述する。

【Q 1】

前回調査時点（令和４年１１月末）以降、令和５年１１月末時点で、所管区域内において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案（１件当たりの廃プラスチック類の投棄量が１０トン以上の事案※１）を把握しましたか。

（単一選択回答）

※１ 環境省にて毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」の集計対象と同様に、「１件当たりの投棄量が１０トン以上の事案」を不法投棄事案の対象とした。

【回答状況】

諸外国による廃プラスチック類の輸入規制等に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案は、確認されなかった。

【Q2】

前回調査時点（令和4年11月末）以降、令和5年11月末時点で、所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反（保管上限の超過）事案を把握しましたか。

（単一選択回答）

【回答状況】

所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反（保管上限の超過）事案は、9自治体・10件確認された。

廃棄物種類は、主に廃プラスチック類（プラパレット、ペットボトル、農業用廃プラ等）であり、立入検査や匿名の通報・投書により発覚した。

【Q3】

令和元年5月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、貴自治体の実施した措置等について、以下の設問にご回答ください。

【Q3-1】

廃プラスチック類の域外からの搬入に関して、事前協議等による域外からの産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和等を実施しましたか。

前回調査時点（令和4年11月末）以降、令和5年11月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、複数選択回答、自由記述回答）

【回答状況】

（1）事前協議・届出制等への動向

「中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない」が61自治体（47.3%）、「事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った」が1自治体（0.8%）、「事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等が行っていない」が67自治体（51.9%）となった。

表 4-2-1. Q3-1. (1)-1 搬入規制等の廃止・緩和等の実施状況

【単一選択回答、n=129】

回答項目	自治体数	割合
中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない	61	47.3%
事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った	1	0.8%
事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等が行っていない	67	51.9%

（2）廃止・緩和等の内容

（1）の「事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った」との回答（1自治体）について、廃止・緩和等の内容についての回答は、「要綱・手引き等を改正し規制緩和・廃止」（事前届出・協議等の廃止）であった。

【Q3-2】

廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を実施しましたか。

前回調査時点（令和4年11月末）以降、令和5年11月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、自由記述回答）

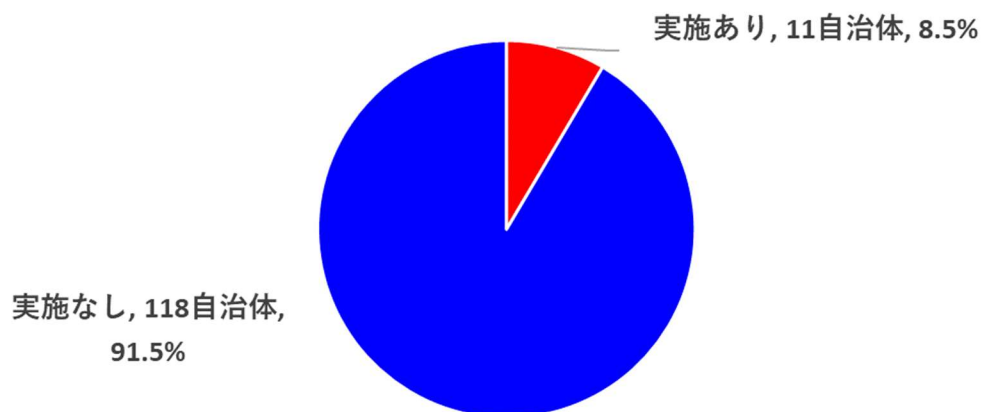
【回答状況】

（1）廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化の実施状況

回答のうち、「実施している」が11自治体（8.5%）、「実施していない」が121自治体（91.5%）であった。

図 4-2-1. Q3-2. (1)-1 不法投棄監視強化の実施状況

【単一選択回答、n = 129】



具体的な回答は以下のとおり。

- 令和元年5月20日付け環境省通知に基づき、環境衛生指導員、廃棄物適正処理指導員等による監視指導の強化を実施。
- 不法投棄等通報アプリ「ピリカ」を導入し、県民が通報しやすい環境を整えると共に、報奨金制度により不法投棄等の事案解決に貢献された方に情報提供報奨金という形で報酬を支払うことで、県民の方にも監視・通報活動を積極的に行ってもらえるようにし、監視強化を図っている。
- 監視カメラの設置台数を増やした。
- ドローンによる監視、ランドパトロールやスカイパトロール等を継続して実施し、監視体制の強化を図っている。（ただし、廃プラスチック類に限ったものではない。）
- (1) 巡回パトロールの監視及び強化 (2) 放置廃船パトロール（他機関と合同） (3) その他、臨戸訪問等の適正処理指導
- 毎年11月を不法投棄防止強化月間と定め、当該期間に集中的な監視パトロールを実施している。また、市町村に対し、排出事業者に係る廃プラスチック類の適正処理指導を依頼する通知を発出した。
- (1) 令和元年度から、廃プラスチック類の処分業者に対する巡回監視回数を1回/3ヶ月（従前：1回/4ヶ月）に増加 (2) 令和5年度は、プラスチック資源循環推進法に規定される多量排出事業者に対し、立入検査を実施中。
- 月に2度、不法投棄パトロールを実施
- 有価プラスチック取扱い業者に対して、長期滞留による廃棄物おそれのものが保管されていないかの定期的な監視や加工用機械の稼働状況等の聴取を行い、不法投棄発生防止を図っている。
- 廃プラスチック類等の不法投棄が頻発する地点に防犯カメラを設置、不法投棄防止の看板を設置するなどの対策を実施しました。
- 日頃より、不法投棄パトロールを実施している。

【Q3-3】

令和元年9月に改正廃棄物処理法施行規則が公布・施行され、優良産廃処理業者に限って、廃プラスチック類の保管上限が14日間から28日間に引き上げられましたが、それに伴う保管の場所に関する事項を変更した届出はありましたか。また、引き上げた事例を把握していますか。

前回調査時点（令和4年11月末）以降、令和5年11月末時点での状況についてご回答ください。

（複数選択回答、自由記述回答）

【回答状況】

「保管の場所に関する事項を変更した届出があった」、「処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある（上記届出によるものを除く）」と回答した自治体はなく、「届出及び把握している事例ともない」が129自治体となった。

「処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある（上記届出によるものを除く）」と回答した自治体もなかった。

【Q 4】

上記の設問以外に、廃プラスチック類のひっ迫状況等について、特筆すべき事項があればご記入ください。

（自由記述回答）

【回答状況】

上記設問への回答について、以下に示す。

- 社会情勢の変化により、廃プラスチック類の排出量が減少していると産業廃棄物処分業者から聴取している。
- X市においては、これまで市の処分場があわせ処理として事業者からの産廃となる廃プラ類を受け入れていたものの、令和2年頃から受け入れをしないこととしており、島内の廃棄物処理業者への持ち込み量が増加し処理が逼迫している状況にある。また、X島内においては大型タイヤの処分を行う事業者が存在しないため全てX県及び県外での処理となるが、このような事情からタイヤをため込んでしまう事業者も存在する。
- (1) 有価で購入したプラスチックが市況変化によって廃棄物化した事案があり、線路沿いの保管場所（自社敷地）に高さ5m程積んでいるため、撤去指導を続けている。(2) 漁協から有価で購入した漁網を集めて海外に輸出している他県の事業者が事業をやめてしまったため、借地に大量の漁網が残ってしまっている。
- 当県には離島があるが、島内に廃プラスチック類の処理業者がなく、本土まで運搬して処理するための費用が高騰し、処理に苦慮していると排出事業者から声が上がっている。

【Q5】

上記の設問以外に、廃プラスチック類の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

(単一選択回答)

【回答状況】

上記設問への回答について、内容別に以下に示す。

(1) 適正処理

- 国内において、単一素材の廃プラスチック類が素材として有価で取り扱われる事例が増えていると思われる。廃棄物該当性の判断を行う際の参考となる取扱い・取引事例に係る情報があれば、共有いただきたい。
- 有償取引された家電の破砕物の対応事例を把握していれば、情報提供いただきたいです。
- 有価で取引可能なプラスチックの種類・性状等や最新の市場動向等の廃棄物該当性の総合判断に利用必要な情報について取りまとめて共有いただきたい。
- (廃プラのみに限らず)離島地域において処分することの出来ない産業廃棄物について、事業者責任のみを迫及し指導を行ったとしても、体力のない事業者は処理が滞り、最終的に不法投棄に繋がる可能性がある。事業者からは離島移送に係る補助メニューや、離島特有の事情から特例措置を求められている。
- 有価物かどうかの判断基準を明確にしてほしい(例：廃タイヤのように年数による規定など)。

(2) プラスチック資源循環

- 廃プラスチック類のリサイクルに関して、排出事業者における生産工程の工夫や廃棄物処理業者と連携した全国の優良事例について、引き続き情報提供をお願いしたい。

(3) その他

- (1) 廃プラスチック類の処理施設の施設整備に係る助成制度を拡充いただきたい。(2) 廃プラスチック類に係る諸外国の輸入禁止措置等の動向や、国の取組みについて、積極的に国民や地方公共団体に情報提供いただきたい。

4-2-2 処分業者の回答状況

処分業者から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。
詳細は、以下に記述する。

【Q 1】

令和5年11月時点で、貴社の廃プラスチック類に係る処分施設について、
 主要なもの（最大5件まで）についてご回答ください。

（自由記述回答）

【回答状況】**（１）処分施設を有する事業所**

回答があった252処分業者から、361件の事業所の回答があった。

（２）処分施設の種類

回答があった361件の事業所における廃プラスチック類処分施設の種類の
 以下の通りであった。

表 4-2-2. Q1. (2)-1 廃プラスチック類処分施設の種類の種類【自由記述回答、n = 361】

破碎	234件
圧縮	147件
選別	76件
焼却	76件
梱包	43件
固化	37件
溶融	34件
減容	31件
切断	30件
固形燃料化・RPF化	14件
成型	4件
分離	4件
混錬	4件
混合調整	4件
造粒	3件
溶解	2件
洗浄	2件
分級	2件
結束	2件
転圧	1件

※ 1件の事業所に複数種類の施設を有することがあるため、各施設種類の件数の合計はn数と一致しない。

【Q2-1】

廃プラスチック類の処理量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の表中の項目をご回答ください。

（自由記述回答）

※（補足）「表中の項目」は、以下の通り。

- ①中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）
- ②中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理可能量（単位：t／日）
- ③令和5年11月末時点の処理実績（単位：t／日）
- ④令和5年11月末時点の処理可能量（単位：t／日）

【回答状況】

上述①～④の項目についての回答を基に、施設の稼働率、施設における処理量比を算出した。詳細は以下の通り。

（1）処理量比

（1-1）令和5年11月末時点の処理量比

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和5年11月末時点の処理実績の、中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績と比した処理量比」を算出した。

令和5年11月末時点の処理実績の、中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績と比した処理量比（単位：%）

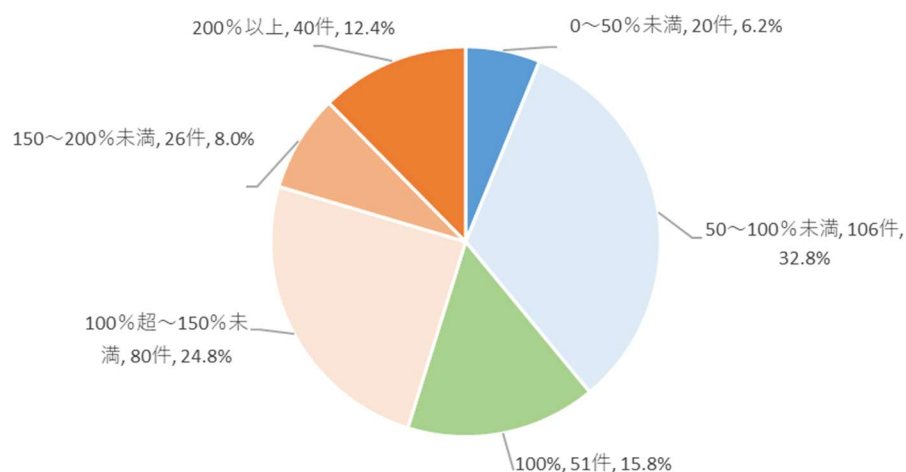
$$= \text{③} \div \text{①} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

③：令和5年11月末時点の処理実績（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (1-1)-1 令和 5 年 11 月末時点・平成 29 年末の処理実績の
処理量比

【自由記述回答を基に算出、n = 323】



※ 上述の算出式に必要な①・③のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n 数は回答事業所数（361 件）と一致しない。

処理施設における、輸入禁止措置直前（平成 29 年末）と「今回調査時点（令和 5 年 11 月末）」の処理量比を比較したところ、減少した施設の割合より増加した施設の割合の方がやや優勢であつた。

(2) 稼働率

(2-1) 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率

本設問における回答値から以下の計算式によって「中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率」を算出した。

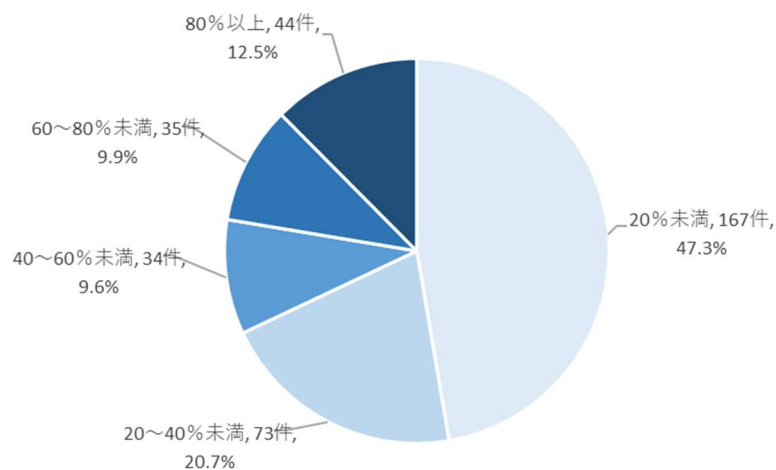
中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率（単位：％）

$$= \text{①} \div \text{②} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

②：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理可能量（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (2-1)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率
【自由記述回答を基に算出、n = 353】



※ 上述の算出式に必要な①・②のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n 数は回答事業所数（361 件）と一致しない。

(2-2) 令和 5 年 11 月末時点の稼働率

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和 5 年 11 月末時点の稼働率」を算出した。

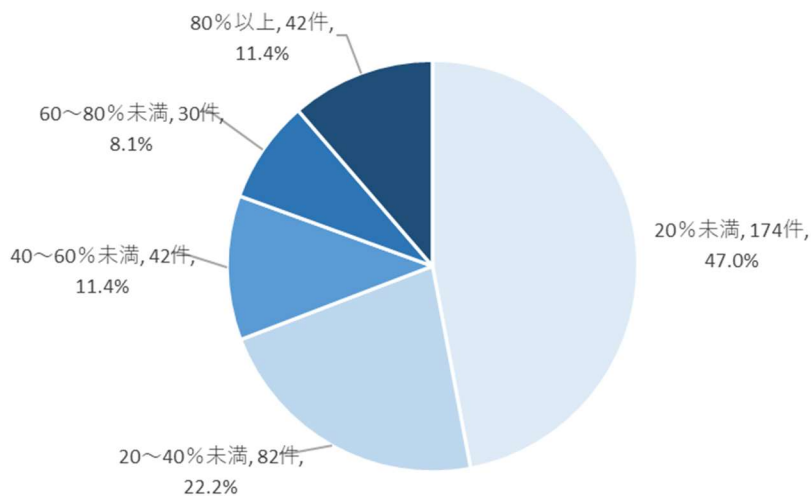
令和 5 年 11 月末時点の稼働率（単位：％）

$$= \text{③} \div \text{④} \times 100$$

③：令和 5 年 11 月末時点の処理実績（単位：t／日）

④：令和 5 年 11 月末時点の処理可能量（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (2-2)-1 令和 5 年 11 月末時点の稼働率
【自由記述回答を基に算出、n = 370】



※ 上述の算出式に必要な③・④のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n 数は回答事業所数（361 件）と一致しない。

稼働率が 80% 以上の処理施設の割合は、「中国輸入禁止直前(平成 29 年末)」では 12.5%、「今回調査時期（令和 5 年 11 月末）」では 11.4%であった。

今回調査時期では、輸入禁止措置直前の稼働率と同等程度であることが確認された。

【Q2-2】

廃プラスチック類の保管量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。
Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の
表中の項目をご回答ください。

（自由記述回答）

※（補足）「表中の項目」は、以下の通り。

- ①中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の保管量（単位：t）
- ②中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の最大保管可能量（単位：t）
- ③令和5年11月末時点の保管量（単位：t）
- ④令和5年11月末時点の最大保管可能量（単位：t）

【回答状況】

上述①～④の項目についての回答を基に、施設の保管率、施設における保管
量の増減率を算出した。詳細は以下の通り。

（1）保管率

（1-1）中国輸入禁止（平成29年末）直前の保管率

本設問における回答値から以下の計算式によって「中国輸入禁止（平成29
年末）直前の保管率」を算出した。

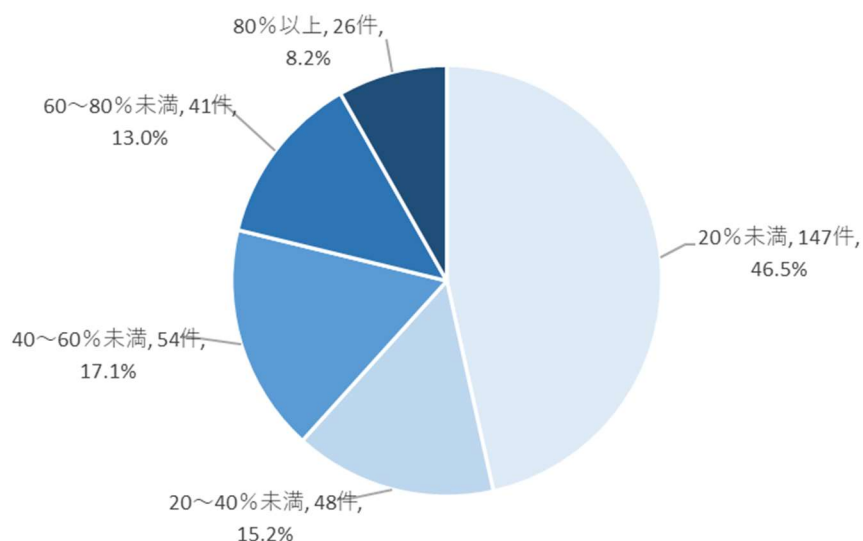
中国輸入禁止（平成29年末）直前の保管率（単位：%）

= ① ÷ ② × 100

①：中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の保管量（単位：t）

②：中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の最大保管可能量（単位：t）

図 4-2-2. Q2-2. (1-1)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の保管率
【自由記述回答を基に算出、n = 316】



※ 上述の算出式に必要な①・②のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n 数は回答事業所数（361 件）と一致しない。

(2-2) 令和 5 年 11 月末時点の保管率

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和 5 年 11 月末時点の保管率」を算出した。

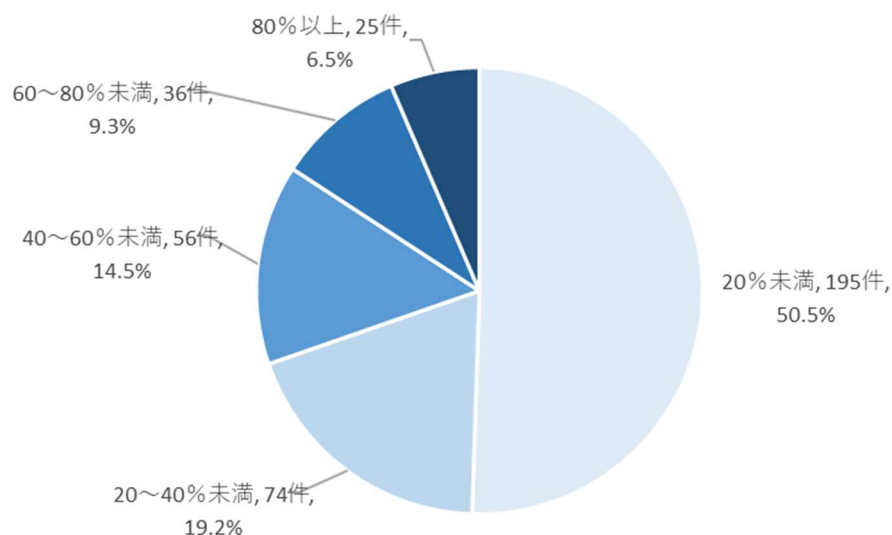
令和 5 年 11 月末時点の保管率（単位：％）

= ③ ÷ ④ × 100

③：令和 5 年 11 月末時点の保管量（単位：t）

④：令和 5 年 11 月末時点の最大保管可能量（単位：t）

図 4-2-2. Q2-2. (2-2)-1 令和 5 年 11 月末時点の保管率
【自由記述回答を基に算出、n = 386】



※ 上述の算出式に必要な③・④のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n 数は回答事業所数（361 件）と一致しない。

保管率が 80%以上の処理施設の割合は、中国輸入禁止直前（平成 29 年末）で 8.2%、今回調査時期（令和 5 年 11 月末）で 6.5%であつた。輸入禁止措置直前と比較し、今回調査時点では減少に転じている。

【Q 2 - 3】

廃プラスチック類の処理料金や受入制限について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

（自由記述回答、単一選択回答）

※（補足）「表の項目」は、以下の通り。

（１）中国輸入禁止（平成 29 年末）以前と比べた令和 5 年 11 月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合（単位：％）

（２）令和 5 年 11 月末時点で、廃プラスチック類の受入制限の実施状況

【回答状況】

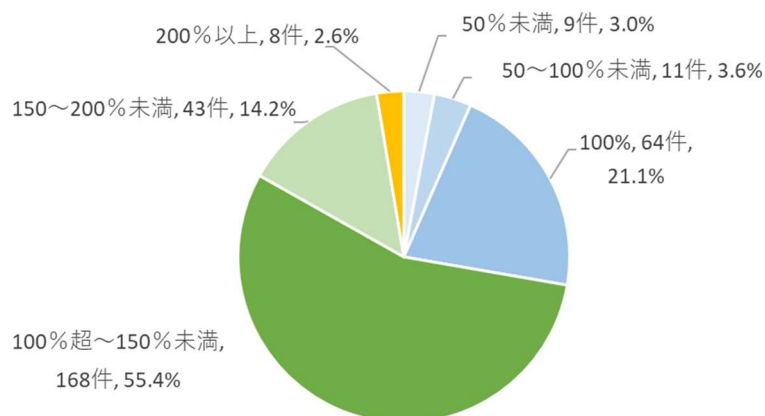
（１）中国輸入禁止（平成 29 年末）以前と比べた令和 5 年 11 月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は事業所数）

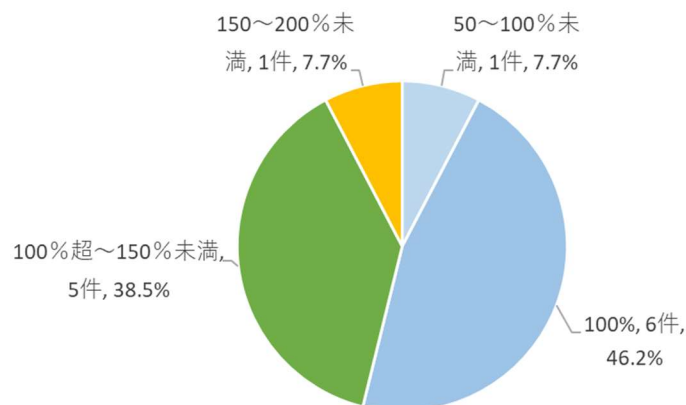
輸入禁止措置（平成 29 年 12 月末）以前に比べて、処理料金が増加した（処理料金の比が 100%超）と回答した事業所は、中間処理業で 72.2%、最終処分業で 46.2%であった。

図 4-2-2. Q2-3. (1)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）以前と比べた令和 5 年 11 月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合
（自由記述回答を基に分類）

【中間処理、n = 303】



【最終処分、n = 13】



※ 無回答や値回答ではないものがあつたこと、及び、1 件の事業所に中間処理・最終処分両方の施設を有していることがあるため、両グラフの n 数の合計は回答事業所数（361 件）と一致しない。

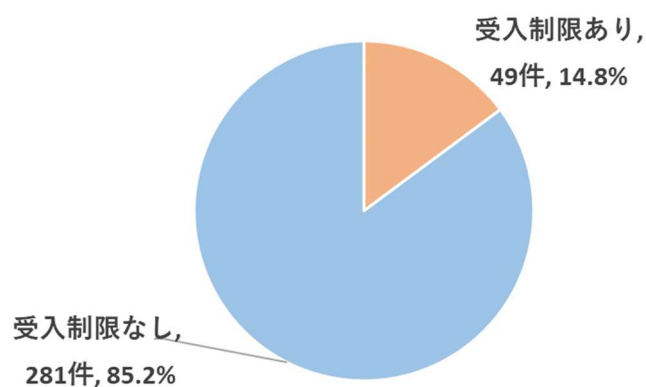
（2）令和 5 年 11 月末時点で、廃プラスチック類の受入制限の実施状況

回答は、以下のグラフのとおりであつた。（件数は事業所数）

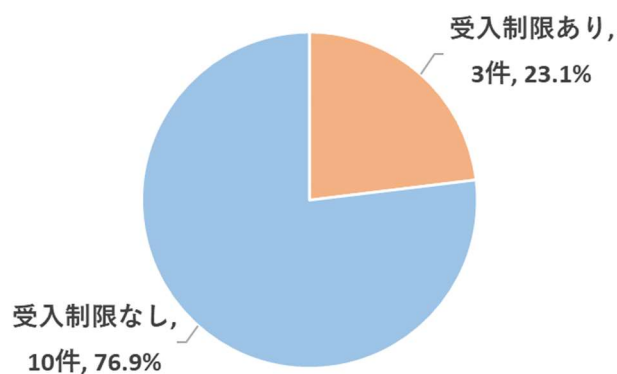
受入制限ありと回答があつたのは、中間処理業で 14.8%、最終処分業で 23.1%であつた。

図 4-2-2. Q2-3. (2)-1 令和 5 年 11 月末時点の廃プラスチック類の受入制限の実施状況（単一選択回答）

【中間処理、n = 330】



【最終処分、n = 13】



※ 無回答や値回答ではないものがあったこと、及び、1 件の事業所に中間処理・最終処分両方の施設を有していることがあるため、両グラフの n 数の合計は回答事業所数（361 件）と一致しない。

【Q 3】

バーゼル条約附属書改正等（令和 3 年 1 月 1 日施行）による貴社への影響等について、以下の設問にご回答ください。

【Q 3－1】

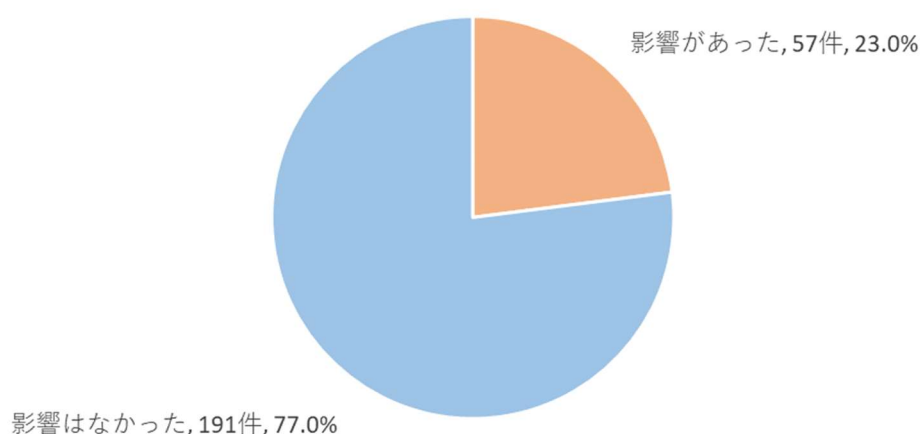
バーゼル条約附属書改正等（令和 3 年 1 月 1 日施行）により、貴社が受け入れる廃プラスチック類の受入量や性状等に影響がありましたか。
（単一選択回答）

【回答状況】

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は処理業者数）

バーゼル条約附属書改正等により、影響があったと回答があったのは 23.0%であった。

図 4-2-2. Q3-1. (1) バーゼル条約附属書改正等による影響の有無
【単一選択回答、n = 248】



【Q3-2】

(Q3-1で『影響があった』と回答した場合のみ)

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)の影響に起因すると思われる廃プラスチック類の受入量や性状等の変化について、あてはまるものを選択してください。

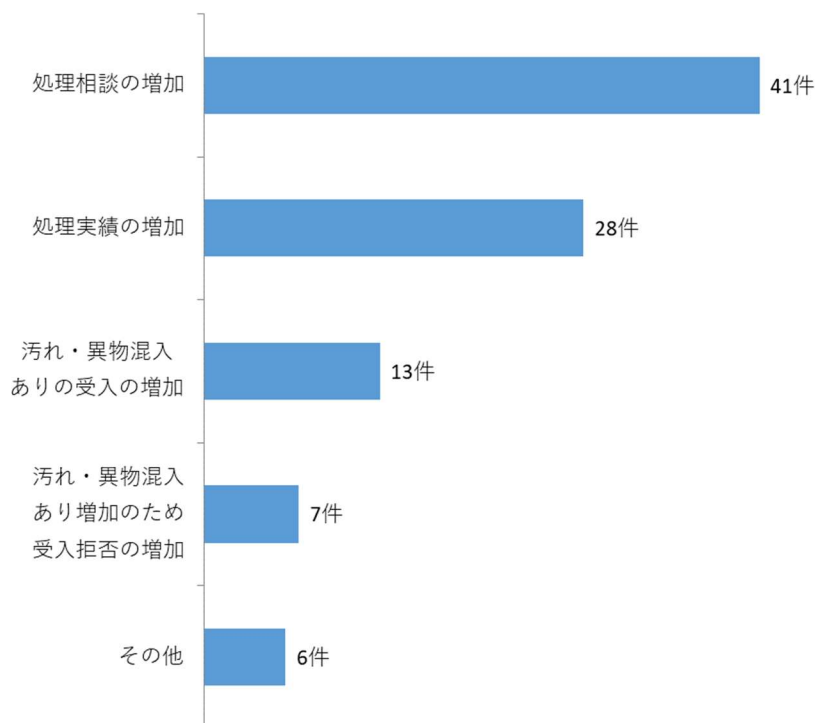
(複数回答可)

【回答状況】

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は処理業者数)

バーゼル条約附属書改正等の影響に起因すると思われる廃プラスチック類の受入量や性状等の変化としては、「処理相談の増加」が41件、「処理実績の増加」が28件、「汚れ・異物混入ありの受入の増加」が13件、「汚れ・異物混入あり増加のため受入拒否の増加」が7件、「その他」が6件であった。

図 4-2-2. Q3-2. (1) バーゼル条約附属書改正等による影響
【複数選択回答、n = 57】



※ 複数選択回答であるため、各選択肢の回答数の合計はn数と一致しない。

なお、「その他」の回答については、具体的に以下の回答であった。

- 家電雑品の搬入量が減少した。
- 最終処分先への搬入が制限された。
- 廃プラスチック類を入手しにくくなっている。
- 施行当時は大量の(汚れや異物混入が見られる)廃プラスチックについて情報や問合せが錯綜したが、一過性であり、その後感染症の影響等により廃棄物全般が減少。更に直近はプラ処理法等もあり、経済活動の回復に廃プラスチック排出量が付随していない。
- サーマルリサイクルが増加した。

【Q 4】

廃家電由来の廃プラの処理について、以下の設問にご回答ください。

【Q 4－1】

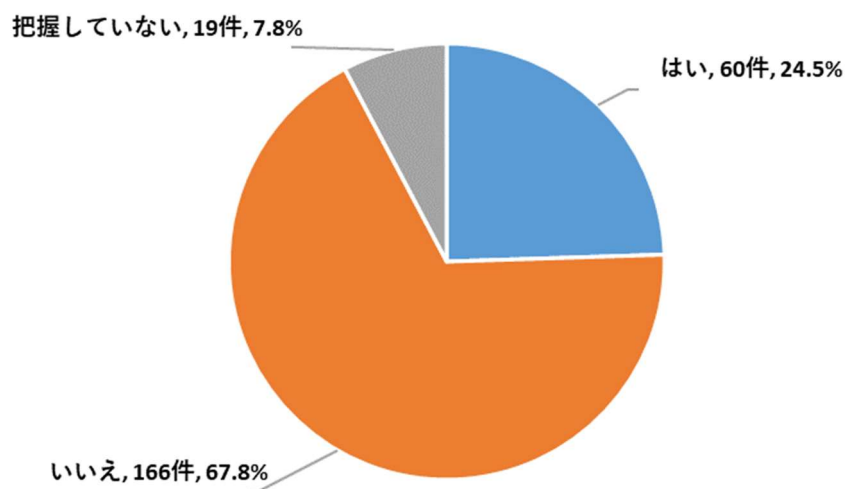
貴社で処理している廃プラに廃家電由来のものは含まれていますか？

【回答状況】

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は処理業者数）

「はい（廃家電由来のものが含まれる）」と回答した処理業者が 60 件、「いいえ（廃家電由来のものが含まれない）」が 166 件、「把握していない」が 19 件であった。

図 4-2-2. Q4-1. (1) 処理する廃プラに廃家電由来のものが含まれているか
【単一選択回答、n = 245】



※ 無回答や値回答ではないものがあつたため、n 数は回答者数（252 件）と一致しない。

【Q 4－2】

（Q 4－1で『含まれる』と回答した場合のみ）

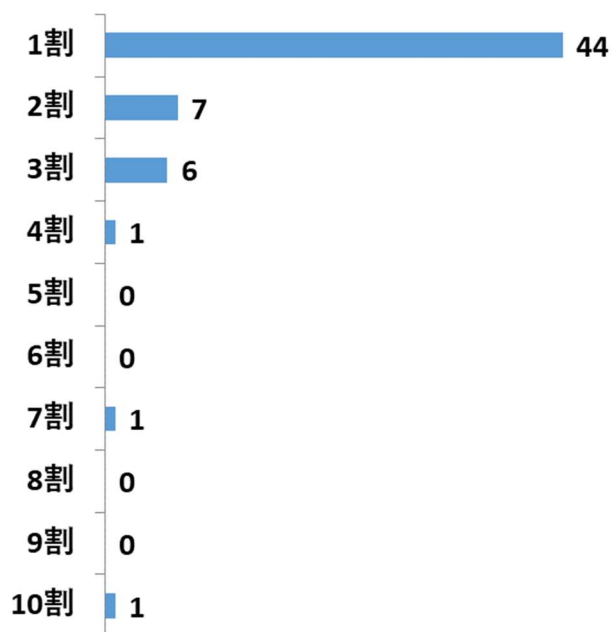
貴社が処理している廃プラのどれくらいの割合が廃家電由来か、おおまかに推定の割合をご回答ください。

【回答状況】

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は処理業者数）

処理する廃プラに廃家電由来のものが含まれる推定割合について、1割と回答した会社が44件（73.3%）と最も多かった。

図 4-2-2. Q4-2. (2) 廃家電由来のものの含有割合
【n = 60】



【Q5】

上記の設問以外に、廃プラスチック類の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

(自由記述回答)

【回答状況】

具体的な主な回答内容を以下に示す。

(1) 適正処理

- 弊社は廃タイヤを専門に中間処理を行っているが、処理後の製品（カットタイヤ）の受入先が少なく、苦悩している。
- 今後廃プラスチック類の排出量減と処理能力増により価格の下落が予想されるなか、価格低下による適正処理が担保されるのか危惧しています。不適正処理防止、不法投棄防止の各施策の必要性を感じます。
- バーゼル条約等による廃プラの増加は一時的にはあったが、その後感染症等による経済縮小、プラ処理法その他の影響が大きく、廃プラスチックを中心に排出量は減少したところで安定している。また質の良い軟質プラを中心に有価物化や新リサイクル技術への取組みが進行しているほか、生分解等の特殊プラも急速に増加しており、RPF製造専業である弊社では、ベース材(軟質プラ)不足により硬質プラやその他廃棄物の受入を制限せざるを得ない。
- 隣県の東日本大震災に関係する家屋解体廃棄物処理が増加し、廃プラスチック類の処分量が増加傾向にある。隣県内での処理が追い付かない状況であり、近県への処理委託が部分的に窺える。当社でも再生はもとより、再生委託やサーマル処理委託の幅を広げ、受入に対してスムーズに行えるように進めているところではあるが、選別人員確保が困難になってきており、業種特性上から募集しても応募が非常に少ない(ない)のが現状です。外国人技能実習制度などの活用により、廃棄物処理業(廃プラスチックを含んだ廃棄物の選別や処理など)も踏まえた見直しを考えてほしいと思います。
- 廃プラスチックと言えど、種類・品質はさまざまであり、もう少し細分化した上での施策が必要と考えます。一例をあげるなら、PETボトルはリサイクルできているイメージが先行しがちです。BtoBの動きが盛んである一方で、BtoBにできるPETは限られており、BtoB用として集められたPETが本当にBtoBになっているのか、またBtoBとして集められてBtoBにできなかったPETの適正な処理についても

注視し、必要な施策と補助金が必要と考えます。

(2) プラスチック資源循環

- (1) プラスチックの資源循環に適う設備の導入等を検討するにあたり、それが事業として成り立つのかどうか、出し先の需要の変化やプラの取り合いの状況がいつまで続くのか等、懸念材料が多い。(2) リチウムイオン電池等の発火危険物の混入に対するサポートを望む(発火防止等設備導入への補助金、排出事業者への啓蒙・排出事業者責任の強化)
- 現在の熱回収に頼る適正処理から、マテリアルリサイクルへシフトしていく流れになるのであれば、焼却処理を無くすことだけでは不十分ではないでしょうか。マテリアルリサイクルの間口がひろがるような取り組みをお願い致します。
- 適正処理を行う上で原価が高騰しており、リサイクルをすると通常より価格が上がってしまうので、何かしらの補助や新施設設置の際の手続きの難しくない助成金があるといい。
- プラスチック資源循環促進法の施行を契機として、自治体や製造業の事業者と連携して産業廃棄物、容器包装プラ、製品(一廃)プラなど区別なくリサイクルするニーズが出てきている。循環型社会を進めていく上で、国としてはさらなる規制緩和等の推進を検討いただきたい。
- リユース、マテリアルリサイクルが最大限確立出来るよう、プラスチック製品の種類について使用制限、代替品の確立等、具体的な施策が必要と考えます。
- S D G s(世界共通持続可能開発目標)の取組促進により、プラスチックリサイクル化は上昇基調にあり「マテリアルリサイクル」「ケミカルリサイクル」がやや優先された傾向にあるのが現状と考えます。他方、サーマルリサイクルによる代替エネルギーを回収し製品化する再利用は資源循環型の一考察と考えております。
- 弊社では、廃プラスチック類のみの受け入れはしておらず、各工場の総搬入量からそれぞれプラスチック含有量を計算した重量を廃プラスチック類の処理量としております。バーゼル法改正に伴い、国内に廃プラが滞留し処理コストが上昇した分は、そのタイミングで処理料金に上乗せし、今もその価格で維持しております。プラ新法も施行され、P C R材の問い合わせはございますが、純度、強度等の性能の要求レベルに需要側と供給側に隔たりがあるためサプライチェーンを構築できていないのが現状です。P C R材を集めて選別することに付加価値を見出して性能と価格の折り合いがつく用途開発のサポートを要望いたします。

- マテリアル化のプラントの新設も検討しましたが、安定的な搬入量が見込めないため、投資に踏み切れないでいます。自治体と協力し、製品プラの搬入を頂けるのであれば、投資も可能かと思いますが、自治体もなかなか動いてくれません。そもそもマテリアル化が可能な比較的きれいなプラは、各社取り合いの状態と聞いており、むしろマテリアル化できない汚れた廃プラの処理を考えたほうが良いと感じています。ケミカル化（油化やガス化）に興味がありますが、投資金額も大きく、これも弊社一社では難しいと感じます。やはり自治体と協力して進められる枠組みを作っていたら、ぜひ協力させていただきたいと思います。
- 国内のエネルギー事情及び脱炭素の観点から、日本において廃棄物由来のエネルギー製造はより重要なものになると考えています。カーボンクレジット等は、燃料を使用する側は削減分をクレジット化できますが、製造側にとっては恩恵がございません。リサイクルエネルギー製造会社にとっても製造分のCO2削減のクレジット化や、製造量がCO2排出の削減貢献量としてカウントができれば、より廃プラスチック類の適正処理やリサイクルエネルギーのさらなる需要増に繋がると思っています。
- 地元自治体のプラスチック資源循環法に対しての取組みを注視していく。
- プラスチックに限らず、国内処理完結で循環させることを強く望みます。特にメーカー等が掲げるマテリアルリサイクル目標数値達成のもと、LCAを無視した国外への出荷は本来の循環とは言えないと思います。廃棄物由来ではない製品ロスから生じる原料輸出も国内で循環させることを望みます。

（３）法制度

- （１）ふるい機や磁選機などを使用した中間処理施設は「選別」として許可対象となるが、混合廃棄物の分別を進めるためには、コンベア等のみでの施設でも選別の許可対象として認めてほしい。（２）廃プラの廃棄物でもPPやPEなど素材が混合している場合はリサイクルに向かないため、排出段階で可能な限り素材別の廃棄を推奨することで、リサイクルが加速する。
- 破碎等で製品化しても国内で再生利用を行う場合は、基準が厳しすぎて難しい面が多い。コストがかかりすぎるため、リサイクルに回しづらい。有効利用するために、法整備（規制緩和）など含め、もう少し柔軟な対応しないと本当の意味でのリサイクルや再生利用は難しいと思います。
- （１）混合廃棄物からの有価物の回収を目的に振動ふるい機などの選別

機器を設置して処分業許可を取得したいが、自治体によっては処分方法としての「選別」を認めない自治体がある。「選別」を処分業の許可対象として認めて欲しい。(2) 許可業者の合併等について、廃棄物処理法では、施設設置許可(15条施設)に関する承継手続の規定はあるが、業の承継手続に関する規定がない。業の許可についても承継を認めて欲しい。

- 産業廃棄物の許可、15条施設、建築や消防等の申請や届け等の書類の簡素化や取得期間の短縮化。
- P F A Sについて輸入・製造が禁止されていますが、処分に関する規制はどのように協議されているか教えてほしい。現状、処分に当たって注意すべき事項についても早々に教えていただきたい。
- 設備の入替をスムーズ(数か月)に許可するように自治体に指導して欲しい。廃タイヤの処理を専門にしていますが、タイヤは破碎や切断処理を行い、再生ゴム原料や代替燃料として需要家に利用して頂いています。設備の入替をスムーズにできれば需要家の要望する規格変化に順応でき、より良いリサイクルが可能になり、また省エネにも繋がる。
- 弊社はX市・X県と両方の許可施設となりますが、X市とX県の見解が異なる為、統一化して欲しい。
- 廃プラスチック類を資源化する施設(破碎機など)の導入や拡充について、許可取得を迅速に進められるよう法整備を今一度検討していただきたいと思います。
- 処理機の入替についてですが変更時手続きを緩和して欲しいと思います。(特に優良事業認定の場合など優遇措置があってもいいのではないのでしょうか)新製品の機械を入れる際、リサイクルの技術向が進んでいるのに入替を躊躇してしまい、変えた機械を実際に動かせるようになるまで時間と労力がかかる為。政府は(D X)を推奨している割に行政手続きが難しいし、時間がかかっている為でした。
- (1) 人件費や材料費用の高騰により設備更新またはメンテナンス費用が増大しているので国からの補助金等があれば助かります。(2) 産廃設備の老朽化に伴う更新の際に、更新手続きを簡素化して頂けたら設備の休止時期が短くて済むので助かります。(3) 産廃設備増強の際の手続きを簡素化して頂けたら、新規設備を導入しやすいです。

(4) 電池等の混入

- リチウムイオン電池の混入防止。リサイクル困難な素材の使用制限(塩素系等)。
- 廃プラスチック処理において、産業廃棄物、一般廃棄物のどちらも、リチウムイオンバッテリーの混在リスクが高い。当社においても選別中に廃プラスチックの中からリチウムイオンバッテリーが発見されることが多

くある。運搬時、保管時、処理時、すべてにおいて火災のリスクがあることから、排出事業者への啓発や、製造業者への意識改善のための施策を期待します。

- リチウムイオンバッテリー等の混入による火災予防を引き続き徹底する必要がある。
- ライター、スプレー缶、電池（リチウムイオン電池含む）等による、受入保管後の発熱・発火のリスクあり。これらの分別・除外が課題となっております。その他に、受入後の前処理（破碎工程）で取扱い困難な禁忌品：15cm 角以上の粗大かつ破碎不能な硬さ・弾力のもの（ステンレス製品等）も排出事業者にも分別・除外の啓蒙を行っております。
- 製品にする前に、リサイクルしやすい製品を作るようにしてほしい。新製品はリサイクル出来ない物が多い。リチウムイオン電池は火事の原因になるので他の電池の開発が必要。

（５）その他

- 国外処理が困難になった一方で、最近では石炭価格の上昇により廃プラスチックが燃料として利用されることが増えていると感じている。マテリアルリサイクルしていくにはまだまだ課題は多く、サーマルリサイクルを行う企業に対しての評価をもっと上げていくべきではないかと思う。
- マテリアルリサイクルを推進していくにあたり、設備投資の助成金があると助かります。ただし、地域性もあり必ず予定している処理実績を求められると、難しいところがあるため、助成金の利用ができないので困ります。
- （１）適正な処理単価の設定（２）中間処理後の有効活用の促進（３）リサイクル製品の有効活用
- 製造業全体が回復していない為、コロナ以前の発生量よりも少なく、人件費、経費は上がっているが、業界の処分費、収集運搬費は競争が激しいため上がっていない。世の中はインフレであるが、業界はデフレから脱却できておらず、全体的な底上げが起こらないと今後ますます厳しいと思われる。
- 国内発生廃タイヤを海外（インドネシア・インド・アフリカ等）へ輸出する業者が多数見受けられる。バーゼル法に触れる内容の業者もある。輸出先では粗悪な油化事業を行い、環境破壊を行っているとの事。以前の中国廃プラ問題と類似している。
- 一時期に比較して、廃プラスチック類の処理には不自由していません。
- 昨今、様々な処理施設（焼却、R P F、各種マテリアルリサイクル）が

充実してきました。むしろ多くなりすぎて、価格競争が激しくなってきたと聞きます。

- 排出側に対して、再生利用促進のための素材の明確化と分別排出の徹底
- 最終処分場を有しているが、3Rを排出事業者に特に進めている中、再生利用を受け入れ出来る業者が少ない。
- 技術開発や利用促進の政策をご検討願います。
- RPFなどのサーマルリサイクル向けよりも、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル向けの相談や検討が、徐々に増えつつあります。取扱量としては、圧倒的にサーマルリサイクルの比率が現状は、まだ高いですが。
- プラスチック自体が環境汚染（海洋プラスチックごみ）であるかのような一部報道（コマーシャル）されておりますが、プラスチックが悪いのではなく人の管理が原因（マナー）だと思います。報道は自由ではありますが、プラスチック自体は汚染物でも悪でもございません。その点ご配慮頂きますよう指導などお願いしたいと思います。
- 弊社は飲料空容器を専属に中間処理しております。回収物にアルミ蓋付きペットボトルやカラーペットボトルの混入や自動販売機リサイクルボックスへの異物投入が引き続き多く、飲料空容器のリサイクルへの理解度が全体的にまだ低い事が伺えます。飲料空容器リサイクル率向上の為に適正容器の使用啓蒙や、リサイクルボックスのゴミ箱のようなイメージの払拭などに引き続き御助力賜りたくお願い申し上げます。
- リサイクルをしている会社や産業廃棄物処理を行っている会社、業界のイメージをアップして欲しい。リサイクルをすると費用はかかるが、これから必要という認識をもっと広めて欲しい。
- リサイクルを新たに行おうとすると時間がかかりすぎる。
- 弊社に搬入いただく廃プラスチック類は解体系のものがメインで、塩素系の廃プラが多く混入しており、基本的には中間処理後に埋め立て処分を行う流れとなっている。搬入時に選別作業を行っているが、解体系廃プラスチックのリサイクルはまだ厳しい状況がある。
- 電子マニフェスト処理等の事務業務が多量となり人員不足である、簡素化して頂きたい。
- 処理に係る資材、エネルギーの高騰等により、処理料金の値上げが追いつかない状況です。
- 廃プラのマテリアルリサイクルが推進されていますが、マテリアルする際の費用面だけではなく、運ぶ・洗う・原材料を製造するまでのトータルでの環境負荷を考えたとき、サーマルリサイクルでの処理もケースによっ

てはトータルの環境負荷面で有効である事例も取り上げていただけますと幸甚に存じます。

- 廃プラに対して特化した知識がない人でも、わかりやすく説明・広報される機会が増えれば良いと思います。例として産業廃棄物と一般廃棄物の区分けと概念・処理の流れなど、基本的な事について改めて周知される事も、重要な事だと思います。特に、一般の方は、処理やリサイクル方法など含め、多種多様なプラスチック類の様々な取扱いについて不明な部分も多いのではないのでしょうか。また、バイオマスプラスチックは地球温暖化問題の解決に貢献できる事と、現状の処理のバランス関係、海洋プラスチックごみ問題の現状と解決に向けての進捗状況など、一般の方に関係する内容でも、多くの方が少しでも興味と意識を持ち、更に理解されると良いと思います。多くの学校や職場・自治体などを通じて、企業だけでなく、一般的にも広く知れる機会が増えると、我々廃棄物処理事業の観点のみではなく、広い視野からの様々な解決方法の意見が出てくるかもしれません。それにより、事業活動から排出される多くのプラスチック類適正処理も向上するのではないかとと思います。
- 廃プラ由来の再生プラスチック原料について、汎用品製造メーカーなどに購入を促し、需要を高めていただきたい。
- 弊社は、中国関係での、影響はほとんどありません。規模が小さく、近隣会社からの廃油関係・汚泥関係の焼却処分が大半です。
- マテリアル及びケミカルリサイクルを推進することで、単純焼却よりもリサイクルをする工程の間に、余計なエネルギー（電力・燃料）とCO2を排出している様に思うのだが、環境負荷低減の本質とは何か。
- 排出事業者よりマテリアルリサイクルの要望が増えてきている。
- 再生プラスチック使用のルール化を要望したい。
- 国が主導で廃プラの油化設備を作ってもらいたい。行政で廃棄物を燃料とする発電所の建設をしてもらいたい。民間では作れない。
- 当社では従来から軟質プラスチックで燃料向け中間処理を行っていたが、来年度よりマテリアル向け硬質プラスチックの中間処理も開始する。処理上の課題は複合品（主に二次電池入り製品）の処理となっており、火災のリスクや分解時の感電などの労災リスクが高まっている。従前より分別については排出事業者への注意喚起を実施しているが、電池が外せない製品が次々と開発されていく今日において、我々処理事業者の自助努力は限界に達している。ついては製造メーカーの回収責任を負わせないまでも、電池が安易に取り外せる設計を義務化して欲しい。

参考資料（１） 環境省依頼文書（事務連絡）～自治体向け～

事 務 連 絡
令和５年１２月１日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜りお礼申し上げます。

平成 29 年末以降、中華人民共和国等の外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施され、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となったことから、国内処理の逼迫の状況を把握する等の目的で、平成 30 年 8 月から 7 回にわたり、都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市並びに一部の産業廃棄物処理業者に対し、「外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響について状況調査」を行ったところです。前回の調査結果では、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処分施設の稼働率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって大きく低下していたが、その後上昇し、輸入禁止措置直前（平成 29 年末）の水準に戻っていたことが確認されました。

その後の国内におけるバーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動の変化による影響も踏まえ、最新の状況を把握することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づき、標記の調査を実施いたします。

つきましては、ご多用中のところ大変恐縮ですが、別紙様式により、令和 5 年 12 月 28 日（木）までに、下記問合せ先の E-Mail 宛先まで御回答いただきますようお願いいたします。

なお、この調査の結果は、統計的な情報を集計した結果のみを報告書として公表しますが、公表する以外の回答内容の一部も行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示対象であることを申し添えます。

【調査に関する問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

調査認証チーム 伊藤、改田

電話：03-4355-0155 E-Mail：works@sanpainet.or.jp

【担当】

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

土居、赤羽

参考資料（２） 環境省依頼文書（事務連絡）～処分業者向け～

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 1 日

産業廃棄物処理業者 各位

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査について（依頼）

平素は、産業廃棄物の適正処理、資源循環の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成 29 年末以降、中華人民共和国等の外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施され、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となったことから、国内処理の逼迫の状況を把握する等の目的で、平成 30 年 8 月から 7 回にわたり、都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市並びに一部の産業廃棄物処理業者に対し、「外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響について状況調査」を行ったところです。前回の調査結果では、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処分施設の稼働率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって大きく低下していたが、その後上昇し、輸入禁止措置直前（平成 29 年末）の水準に戻っていたことが確認されました。

その後の国内におけるパーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動の変化による影響も踏まえ、最新の状況を把握することを目的とし、標記の調査を実施いたします。

つきましては、ご多用中のところ大変恐縮ですが、別紙様式により、令和 5 年 12 月 28 日（木）までに、下記問合せ先の E-Mail 宛先まで御回答いただきますようお願いいたします。

なお、この調査の結果は、統計的な情報を集計した結果のみを報告書として公表し、企業名や個人名等は公表しないことを申し添えます。

【調査に関する問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

調査認証チーム 伊藤、改田

電話：03-4355-0155 E-Mail：works@sanpainet.or.jp

【担当】

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

土居、赤羽

参考資料（３） 回答フォーム～自治体向け～

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査 【自治体様向け】

廃プラスチック類等の処理の状況等について、以下の設問へのご回答をお願いいたします。

本調査の報告書においては、集計値(件数、割合等)のみ公表し、個別の自治体名や企業名が公表されることはありませんが、求められた場合、一部の回答内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき公表対象となることにご留意ください。

ご回答された方について

↓ご回答された方についてご記入ください。

自治体名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※本回答フォームについては、集計の都合上、行・列の追加や削除は行わないようお願いします。

Q 1

前回調査時点(令和4年11月末)以降、令和5年11月末時点で、所管区域内において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案(1件当たりの廃プラスチック類の投棄量が10トン以上の事案)を把握しましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

☐ 把握している(外国政府による廃棄物の輸入規制に起因する可能性のあるもの)

☐ 把握していない

→【「把握している」に「○」を選択した場合】

把握している事案について、可能な限り詳細に以下の項目をご記入ください。

(複数ある場合は全て回答してください。)

※本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみの公表を想定していますが、**求められた場合以下の回答内容も場合により公表対象となる**にご留意ください。

回答例	把握時期	令和5年3月			
	発生場所	〇〇市			
	廃棄物種類	家電製品部品等			
	投棄量(概算)・単位	量	50	単位	トン
	発覚の契機	周辺住民からの通報			
	生活環境保全上の支障等の有無	鉛による土壌汚染			
	自治体の対応や指導	令和5年3月 現地確認、土地所有者へ聴取 令和5年7月 行為者(処理業者)の特定、立入検査 令和5年8月 文書指導			
	指導に対する実行者等の対応	令和5年9月 同年8月指導に対し改善計画書を提出 令和5年10月 飛散防止のための保護シート敷設			
	今後の対応方針等	令和6年3月までに撤去し、適正処理を実施・完了するよう指導中。			
不法投棄事案-1	把握時期				
	発生場所				
	廃棄物種類				
	投棄量(概算)・単位	量		単位	
	発覚の契機				
	生活環境保全上の支障等の有無				
	自治体の対応や指導				
	指導に対する実行者等の対応				
	今後の対応方針等				

※事案が2件以上ある場合は、別sheet「Q1_不法投棄事案(2件目以降)」にご記入ください。

Q 2

前回調査時点(令和4年11月末)以降、令和5年11月末時点で、所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反(保管上限の超過)事案を把握しましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

☐	保管基準違反(保管上限の超過)事案を把握している
☐	把握していない

→【「把握している」に「○」を選択した場合】

把握している事案について、可能な限り詳細に以下の項目をご記入ください。

(複数ある場合は全て回答してください。)

※本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみの公表を想定していますが、**求められた場合以下の回答内容も公表対象となる**ことにご留意ください。

回答例	把握時期	令和5年5月			
	発生場所	〇〇町〇〇			
	廃棄物種類	自動車製品部品			
	保管上限量・単位	量	500	単位	トン
	保管量・単位	量	550	単位	トン
	発覚の契機	周辺住民からの通報			
	自治体の対応や指導	令和5年5月 立入検査、口頭指導			
	指導に対する 実行者等の対応	令和5年5月 令和5年6月	対応により改善、体制の再整備 改善報告書及び再発防止方策の提出		
	今後の対応方針等	なし			
保管基準 違反事案-1	把握時期				
	発生場所				
	廃棄物種類				
	保管上限量・単位	量		単位	
	保管量・単位	量		単位	
	発覚の契機				
	自治体の対応や指導				
	指導に対する 実行者等の対応				
	今後の対応方針等				

※事案が2件以上ある場合は、別sheet「Q2_保管基準違反事案(2件目以降)」にご記入ください。

Q 3

令和元年5月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、貴自治体の実施した措置等について、以下の設問にご回答ください。

Q3-1

廃プラスチック類の域外からの搬入に関して、事前協議制等による域外からの産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和等を実施しましたか。
前回調査時点(令和4年11月末)以降、令和5年11月末時点での状況についてご回答ください。

↓ 当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- ☐ 中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない
- ☐ 事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った
- ☐ 事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等を行っていない

→ 【「廃止・緩和等を行った」に「○」を選択した場合】

廃止・緩和等の内容として当てはまるものに「○」をご記入ください。

↓ (複数回答可)

☐ 要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を行った

→ 改正時期をご回答ください : 年 月

→ 改正内容として当てはまるものに「○」をご記入ください(複数回答可) :

- ☐ 事前届出・協議制等を廃止した
- ☐ 事前届出・協議制等を緩和した(例：廃プラスチック類に係る手続の不要化)
- ☐ 搬入手続の合理化を行った(例：添付書類の省略)
- ☐ 搬入手続の迅速化を行った(例：手続更新期間の延長)
- ☐ その他

→ 実施した改正内容の具体的内容等についてご記入ください :

☐ 要綱・手引等は改正していないが、廃止・緩和等を行った

→ 対策時期をご回答ください : 年 月

→ 実施した廃止・緩和等の具体的内容等についてご記入ください :

Q3-2

廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を実施しましたか。
前回調査時点(令和4年11月末)以降、令和5年11月末時点での状況について
ご回答ください。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

☐	実施している
☐	実施していない

→【「実施している」に「○」を選択した場合】

実施した具体的内容等についてご記入ください。

--

Q3-3

令和元年9月に改正廃棄物処理法施行規則が公布・施行され、優良産廃処理業者に限って、廃プラスチック類の保管上限が14日間から28日間に引き上げられましたが、それに伴う保管の場所に関する事項を変更した届出はありましたか。また、引き上げた事例を把握していますか。
前回調査時点(令和4年11月末)以降、令和5年11月末時点での状況について
ご回答ください。

↓当てはまるものに「○」をご記入ください。(複数回答可)

☐	保管の場所に関する事項を変更した届出があった (法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項)
☐	処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある(上記届出によるものを除く)
☐	届出及び把握している事例ともない

→ 届出件数をご回答ください :

	件
--	---

→ 把握事例件数をご回答ください :

	件
--	---

Q 4

上記の設問以外に、廃プラスチック類の処理状況等について、特筆すべき事項があればご記入ください。

↓ 具体的内容をご記入ください。



Q 5

上記の設問以外に、廃プラスチック類の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

↓ 具体的内容をご記入ください。



ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

参考資料（４） 回答フォーム～処分業者向け～

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査
【処理業者様向け】

廃プラスチック類等の処理の状況等について、以下の設問へのご回答をお願いいたします。
本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみ公表し、個別の自治体名や企業名が公表されることはありません。

ご回答された方について

↓ご回答された方についてご記入ください。

企業名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※本回答フォームについては、集計の都合上、行・列の追加や削除は行わないようお願いいたします。

Q 1

令和5年11月末時点で、貴社の廃プラスチック類に係る事業所について、主要なもの(最大5件まで)についてご回答ください。

↓主要な廃プラスチック類に係る事業所について以下の項目をご記入ください
※同一の事業所内に「最終処分場」とそれ以外の中間処理施設がある場合、以下回答欄には「別事業所として」(分けて)ご記入ください

No	施設を有する事業所名	事業所の所在地		施設の種類の
記載例	〇〇〇〇事業所	〇〇〇県	〇〇〇〇市	破砕, 焼却, 選別, 圧縮
事業所-1				
事業所-2				
事業所-3				
事業所-4				
事業所-5				

Q 1

Q 1でご回答いただいた事業所について、以下の設問にご回答ください。

Q2-1

廃プラスチック類の処理量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各事業所について、以下の表中の項目をご回答ください

※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。
※「処理実績」は、各時期における廃プラスチック類の平均的な処理実績量(概数で可)をご回答ください。
※「処理可能量」は、廃プラスチック類の処理が可能な最大量(許可証に記載の値。廃プラ単体での値が不明な場合は概数で可)をご回答ください。
※「最終処分場」については回答不要です。
※「①÷②」・「③÷④」は、①～④に入力した値による計算結果が自動的に表示されます。
「100%以上」の値が表示された場合は、①～④に入力した値に誤りがないかご確認ください。

施設を有する 事業所名	時期					
	中国輸入禁止 (平成29年末) 直前			令和5年11月末時点		
	①処理実績 (単位:t/日)	②処理可能量 (単位:t/日)	①÷② (自動計算)	③処理実績 (単位:t/日)	④処理可能量 (単位:t/日)	③÷④ (自動計算)
記載例 〇〇事業所	10	40		20	40	
事業所-1						
事業所-2						
事業所-3						
事業所-4						
事業所-5						

46

Q2-2 廃プラスチック類の保管量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各事業所について、以下の表中の項目をご回答ください

※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。

※「保管量」は、各時期における廃プラスチック類の平均的な保管量(概数で可)をご回答ください。

※「最大保管可能量」は、廃プラスチック類の保管上限値(1日あたりの処理能力の28日分)ではなく、

該当事業所内の廃プラスチック類の保管が可能な最大量(許可申請書に記載の値。廃プラ単体での値が不明な場合は概数で可)をご回答ください。

※「最終処分場」については回答不要です。

※「⑤÷⑥」・「⑦÷⑧」は、⑤～⑧に入力した値による計算結果が自動的に表示されます。

		時期				
		中国輸入禁止 (平成29年末) 直前			令和5年11月末時点	
		⑤ 保管量 (単位:t)	⑥ 最大保管 可能量 (単位:t)	⑤÷⑥ (自動計算)	⑦ 保管量 (単位:t)	⑧ 最大保管可能 量 (単位:t)
記載例	〇〇事業所	10	40		20	40
事業所-1						
事業所-2						
事業所-3						
事業所-4						
事業所-5						

Q2-3 廃プラスチック類の処理料金や受入制限について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。

	施設を有する 事業所名	中国輸入禁止(平成29年末)以前と 比べた令和5年11月末時点の 廃プラスチック類の処理料金の割合 (単位:%)	令和5年11月末時点で、 廃プラスチック類の受入制限の 実施状況
記載例	〇〇事業所	150	受入制限あり/なし
事業所-1			
事業所-2			
事業所-3			
事業所-4			
事業所-5			

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)による貴社への影響等について、以下の設問にご回答ください。

Q3-1 バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)により、貴社が受け入れる廃プラスチック類の受入量や性状等に影響がありましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

☐	影響があった
☐	影響はなかった →Q4へお進みください。

Q3-2 【Q3-1で『影響があった』と回答した場合のみ】
バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)の影響に起因すると思われる廃プラスチック類の受入量や性状等の変化について、
あてはまるものを選択してください。(複数回答可)

↓当てはまるものに「○」をご記入ください。(複数選択可)

☐	廃プラスチック類の処理相談が増えた
☐	廃プラスチック類の処理実績が増えた
☐	汚れや異物の混入がある廃プラスチック類の受入が増えた
☐	汚れや異物の混入がある廃プラスチック類の受入が増えたため、受入を拒否することが増えた
☐	その他

↓『その他』を選択した場合具体的な内容をご記入ください。

廃家電由来の廃プラの処理について、以下の設問にご回答ください。

Q4-1 貴社で処理している廃プラに廃家電由来のものは含まれていますか？

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

☐	はい
☐	いいえ →Q5へお進みください。
☐	把握していない →Q5へお進みください。

Q4-2 【Q4-1で『はい』と回答した場合のみ】
貴社が処理している廃プラのどれくらいの割合が廃家電由来か、おおまかに推定の割合をご回答ください。

↓当てはまるものをお選びください。

☐	割 (1～10の10段階からお選びください)
--------------------------	------------------------

Q5 上記の設問以外に、**廃プラスチック類**の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。

--

ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。